

欧州 一般データ保護規則に関する情報提供

平成 30 年 3 月 8 日

個人情報保護委員会

1. 背景

GDPRは、EU（欧州連合）において、EUデータ保護指令に基づき加盟各国で制定施行されている現行のデータ保護法に代わり、EUに同一に直接的に適用される、個人データ保護に関する法である。

2016年4月27日に制定、同年5月24日に施行され、約二年の準備期間を経て2018年5月25日から適用が開始される。

※EU：EU加盟国及び欧州経済領域（EEA）の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン

2. 委員会の取り組み

我が国においてはEU域内で活動する企業も多く、またGDPRにおける域外適用規定によって、EU域外の活動に関してGDPRの適用を受ける可能性のある企業が少なからず存在するものと見込まれる。

そこで当委員会では、我が国の事業者の参考となるよう、当委員会のウェブサイト内に特別のページを設けて、GDPRに関連する情報をまとめて発信している。

URL：<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>

また、EU各国の個人データ保護機関についてもリンク先をまとめて紹介している。

GDPRに関しては、EU加盟各国における個人データ保護機関が独自に解説文書等を公表しているところもあり、これらへのリンクや日本語仮訳の提供など、今後も提供する情報の充実を図っていきたい。